

## 【議 題 4】

# その他報告事項について

---

## ■ 目次

- I. 令和3年度保険料率について……2頁～
- II. 令和3年度広報事業について……5頁～
- III. マイナンバーカードの保険証利用について……7頁～
- IV. ジェネリック医薬品の使用促進における  
協会けんぽの対応について……9頁～

# I . 令和3年度保険料率について

# I. 令和3年度保険料率について

- 令和3年3月分（4月納付分）から保険料率が改定となりました

	令和2年度 令和3年2月分（3月納付分）まで		令和3年度 令和3年3月分（4月納付分）から
健康保険料率	9.77%	-0.03%	<b>9.74%</b>
介護保険料率	1.79%	+0.01%	<b>1.80%</b>

- 保険料率の改定にあたりましては、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を添えたうえで、支部長の意見を本部（理事長あて）に提出することとなっており、令和3年1月19日に下記のとおり提出を行っております

## 支部長意見の内容

当支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の9.77%から0.03%ポイント引き下げ、9.74%とすることについて妥当と考えます。協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておりません。加えて2025年問題等による高齢者医療への拠出金の更なる増大が予想される中、理事長のご発言にあった通り、やはり中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要であると考えます。

そのような状況の中、令和3年度の平均保険料率を10%に据え置くと判断され、結果として岩手支部保険料率が前年度比マイナス0.03%の9.74%に引き下げとなる事について、当職として異論はございません。しかし、一方では平均保険料率10%を上回る支部が半数近くある現状、運営委員会、支部評議会において平均保険料率を引き下げるべきという意見があることにも留意する必要があると考えます。

また、法定準備金が積み上がっている状況の中、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る説明は、今後ますます重要となってくるものと考えます。

医療費は各都道府県の医療提供体制、高齢化の進展、医療の高度化等によって大きく左右され、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは如何ともし難い部分があります。公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえ、支部間の保険料率格差に上限を設けることについての検討、拠出金負担を含めた公的医療保険制度の見直しや国庫補助率16.4%の中長期的な堅持、または20%への引き上げ等、安定した医療保険制度を将来に渡り維持していくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただく事を要望いたします。

また、当支部評議会において、コロナ禍で先行きが不透明で事業主も賃上げが難しい中、協会けんぽに対し安定的かつ適正な事業運営の継続を求める意見もあり、当職といたしましては、第4期アクションプランをしっかりと締めくくべく、各KPIの達成に向けた取組みを進めるとともに、第5期保険者機能強化アクションプランに基づき、本部との連携も強化しながら更なる保健事業の推進、医療費適正化に係る取組みを強化し、加入者の利益実現に向けて支部運営を行っていく所存です。

# I. 令和3年度保険料率について（続き）

## 保険料率改定に係る広報について

令和3年度保険料率改定に係る広報については、本部において全国一律にWEB広報及び納入告知書同封チラシによる広報等を実施しております。支部においては、保険料率及び保険料率設定の仕組みを周知し、協会けんぽの財政状況を伝えるとともに、保険料率の上昇を抑制するため、特に加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい事項を示し、保険料率並びに各取り組みの認知の向上と理解につなげることを目的とした広報を実施いたしました

## 広報のメインターゲット

保険料率の動向は、事業所の経営に影響を与え、特にコロナ禍における企業の業績悪化及び雇用不安の状況を勘案すると、事業主や加入者の皆様に対し、これまで以上に丁寧な説明を行う必要があります。また健診や特定保健指導、コラボヘルスを進めていくには事業主様の協力が必要不可欠であることから、広報のメインターゲットを事業主様としました

## 広報の実施状況（主なもの）

岩手支部	本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月29日（月）岩手日報朝刊に広告記事掲載（全3段）</li> <li>岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会の広報誌等に記事掲載（令和3年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月分納入告知書同封チラシにより全支部共通の広報を実施</li> <li>日本経済新聞に広告記事を掲載（全15段）</li> <li>WEBによる広報</li> </ul>

➤ 新聞広告イメージ（全3段） ※記載内容は東京支部のもの

協会けんぽ東京支部にご加入の皆さまへ

### 令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険料率及び介護保険料率のお知らせ

**東京支部の健康保険料率**

給与・賞与の <b>9.87%</b> 令和3年2月分（3月納付分）まで	▶	給与・賞与の <b>9.84%</b> 令和3年3月分（4月納付分）から
介護保険料率（全国一律） <b>1.79%</b>	▶	<b>1.80%</b>

※任意継続被保険者の方は、令和3年4月分（4月納付分）からとなります。

安心と健康を守る保険料。

保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療水準に基づいて算出されます。加入者や事業主の皆さまに、以下の①から③の取組を行っていただくことで、医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご協力が必要です。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。また、医療費の伸びが資金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しさを増してまいります。協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

加入者・事業主の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい③つの取組

### ① 健康診断・保健指導を始めた健康づくり

定期的な健康診断と保健指導を受けることで、疾病の早期発見・重症化予防が可能となるとともに、将来の医療費の節約につながります。



### ② コラボヘルス

協会けんぽでは、事業主のご協力を得て、事業所の健康度のアップにつながる取組を盛り込んだ「健康宣言」事業を行っています。



### ③ ジェネリック医薬品の使用促進

協会けんぽでは、薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、ジェネリック医薬品の普及を推進するとともに、時間外受診を控えることなどの上手な医療のかかり方の普及啓発を行っています。

加入者・事業主の皆さまに御座り、ご協力をお願いいたします。特設サイトからご覧いただけます。



全国健康保険協会  
協会けんぽ  
東京支部

お問い合わせはこちらまで  
TEL.03-6853-6111（代表）受付時間/平日8:30～17:15  
〒116-8540 中野区中野 4-10-2 中野セントラルパーク7F 7階  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 国定7777

こうした加入者・事業主の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になることをご理解ください。

## Ⅱ. 令和3年度広報事業について

## II. 令和3年度広報事業について

➤ 令和3年度は、下記を主な広報テーマとし、各広報媒体を活用した広報事業を展開する予定です

### ① 協会の概要・財政状況

### ② 申請手続き

### ③ 医療費適正化への取組

### ④ 健康づくり

➤ また、加入者に身近な健康保険委員の皆様にご協力いただく広報も重要であることから、積極的に健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌「ハピネス」を通じた情報提供を行ってまいります

#### 参考) 岩手支部の広報媒体

広報媒体	対象者	実施時期	主な内容
納入告知書同封チラシ	事業主・加入者	2月を除く毎月 (2月は保険料額表 等を送付)	県内全事業所に発行しているため、協会の概要・財政状況等の情報をタイムリーに掲載
ハピネス	健康保険委員	偶数月	申請手続きや医療費適正化への取り組み等、健康保険委員向けに分かりやすく掲載
社会保険いわて	事業主・加入者	奇数月	健康保険の事務担当者向けに申請手続き等を中心に掲載
メールマガジン	事業主・加入者	毎月1回	健康情報（健康レシピ等）や医療保険情報（かかりつけ医の推進等）などの健康づくりや医療費適正化への情報を発信
LINE	加入者	毎月1～2回	健診に関することや医師・管理栄養士等による健康づくりに関するコラムを発信予定
ホームページ	事業主・加入者	通年	上記広報媒体の詳細等を網羅的に掲載

➤ 令和3年度は上記広報媒体のほか、**本部において全支部で活用できる広報資材の標準化を図る予定であり、全支部共通のパンフレット等を作成する予定**です

## Ⅲ. マイナンバーカードの保険証利用について



# Ⅲ. マイナンバーカードの保険証利用について

➤ 納入告知書同封チラシ等により、下記内容で広報を実施するも、本格運用は延期となりました。令和3年10月までプレ運用を継続し、10月までに本格運用が開始される予定となっております（プレ運用期間中は、マイナンバーカードだけでなく、保険証、高齢受給者証をあわせて提示することとされております）

2021年3月 から

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】  
従業員皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

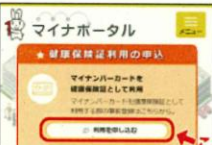


### どんないいことが? 6つのメリット

**1** マイナンバーカードをカードリーダーにかざす  
カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

**2** オンラインであなたの医療保険資格を確認!  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

### 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルでできます。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



健康保険証利用申込のお問い合わせ  
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。  
受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分  
土日祝: 9時30分~17時30分

**POINT 1** 健康保険証としてずっと使える!  
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。  
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

**POINT 2** 医療保険の資格確認がスピーディに!  
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

**POINT 3** 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!  
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

**POINT 4** 健康管理や医療の質が向上!  
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。  
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。  
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

**POINT 5** 医療保険の事務コストの削減!  
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。  
Cost reduction

**POINT 6** マイナンバーカードで医療費控除も便利に!  
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

令和3年3月分納入告知書同封チラシに掲載した内容

## **IV. ジェネリック医薬品の使用促進における 協会けんぽの対応について**

## IV. ジェネリック医薬品の使用促進における協会けんぽの対応について


- ▶ 今般のジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を踏まえ、本部において令和3年3月23日、日本ジェネリック製薬協会に対して要望書を発出し、現状認識や今後の対応方針等について回答を求めました

協発第 210323-05 号  
令和 3 年 3 月 23 日

日本ジェネリック製薬協会  
会長 澤井 光郎 殿

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹

ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を踏まえた  
貴会の今後の対応方針について



貴会におかれては、日々、ジェネリック医薬品をはじめとした医薬品産業の発展や医療保険制度の持続可能性の確保にご尽力賜り、医療保険者として、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進展等により、社会保障費が増大する中、ジェネリック医薬品は、医療保険制度の持続可能性の確保や、患者の医療費負担の軽減を図る観点から、我が国の医療保険において不可欠の役割を担っています。

このため、当協会においても、2008年10月の発足以来、ジェネリック医薬品の使用促進を最重要事業の一つとして位置付け、本部及び47都道府県支部の総力を挙げて取り組んで参りました。

その結果、当協会におけるジェネリック医薬品の使用割合は、令和2年11月時点で79.96%（船員保険は82.2%）となっており、国が掲げていた80%という目標を概ね達成しています。

来年度からは、三年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）を開始しますが、同プランにおいても、全支部で使用割合を80%以上とするKPIを掲げ、更なる使用促進に取り組むこととしています。

こうした中、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生していることを非常に重く受け止めており、私どもの加入者からも不安の声が多数寄せられております。また、今月17日に開催した、当協会の運営方針や予算等の重要事項を審議・決定する機関である運営委員会をはじめ、支部評議会や船員保険協議会においても、複数の委員から同様の問題意識が提起されました。

こうした状況を踏まえると、国民や医師、薬剤師等のジェネリック医薬品に対する信頼回復を図っていただくことが急務であると考えます。このため、貴会の号令により、ジェネリック医薬品業界全体として、医薬品の適正な製造管理や品質管理の徹底、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただくとともに、国民が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、国民向けの分かりやすいメッセージを発信していただくようお願いいたします。

なお、当協会が、今後も継続してジェネリック医薬品の使用促進に取り組むためには、上記に関する貴会の誠意ある対応が大前提になると考えておりますので、年度末の大変お忙しい時期に大変恐縮ではありますが、貴会における現状認識や今後の対応方針等について、ご回答賜りますようお願いいたします。

協会けんぽとしては、今後、日本ジェネリック協会から定期的な報告を受けるとともに、加入者や医師・薬剤師等の皆様に安心してジェネリック医薬品を使用していただけるよう、国の会議等の場を通じて、日本ジェネリック製薬協会や厚生労働省等の関係者に対して、医薬品の適正な製造管理や品質管理の徹底、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただけるよう、働きかけてきたところです。

今後も安全性の確保を大前提に、これまでの取り組みを継続し、ジェネリック医薬品の使用促進に努めてまいります。

# IV. ジェネリック医薬品の使用促進における協会けんぽの対応について（続き）

➤ 協会けんぽからの要望書に対する日本ジェネリック製薬協会からの回答は以下のとおりです

GE 薬協会発第 28 号  
令和 3 年 3 月 30 日

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹 様

日本ジェネリック製薬協会  
会長 澤井 光郎



ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を踏まえた  
当協会の今後の対応方針について(回答)

平素より、ジェネリック医薬品の使用促進へのご理解とご協力並びに当協会の活動へのご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬品、とりわけジェネリック医薬品の信頼を著しく失墜させた当協会会員会社の違反行為は誠に遺憾であり、当協会として大変重く受けて止めております。患者様や貴協会をはじめ、関係者のみなさまに対して心よりお詫び申し上げます。

かかる事態に対して、貴会から「ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を踏まえた貴会の今後の対応方針について」(令和3年3月23日協発第210323-05号)により、当協会の今後の対応方針に関するご照会がありましたので、下記のとおり回答いたします。

## 記

### 1 当協会の事案に対する認識について

昨今の事案発生を踏まえ、かかる問題を単なる個社の問題として捉えるのではなく、協会をあげて全会員会社が製造管理、品質管理の徹底やコンプライアンスの徹底を図り、かかる事態を二度と発生させないよう、実効性のある取組みを行い、ジェネリック医薬品の信頼回復を図ってまいりたいと考えております。

また、重大事案を発生させた会員会社に対して、小林化工株式会社には「除名」及び日医工株式会社には「正会員の資格停止(5年間)」という厳正な措置を執りました。

### 2 当協会の対応方針等について

昨年12月の小林化工株式会社的事案発生を受け、当協会の理事会、会長をリーダーとする信頼性向上プロジェクト、総括製造販売責任者会議、各委員会等におい

て議論を行い、再発防止のための具体的な取組みを順次策定し実施してまいりましたが、引き続き、以下の4つの観点から取組みを実施してまいります(これまでの経過につきましては別紙1、既に実施した取組みについては別紙2を参照ください。)

#### (1) 品質確保への取組み

医薬品の製造管理、品質管理の一層の徹底に取り組みます。具体的には、製造販売承認書と製造実態の整合性の自主点検や原薬取り違い防止策の事例調査を実施中ですが、当該調査結果等から課題の抽出や改善方策の策定等を行ってまいります。また、重大事案を発生させた会員会社が公表した外部機関による調査報告書及び再発防止策を、是正措置・予防措置(GAPA)事例対象として活用してまいります。

#### (2) 安定供給確保への取組み

医薬品の供給不安を発生させないよう、各社における安定供給体制の強化及び徹底を図ってまいります。また、供給不安時に業界全体として迅速に対応できるよう、各社の製品在庫管理者間の連絡体制を確立し、関係法令を遵守した上で代替品の供給に取り組むとともに、医療現場への情報提供の充実を図ってまいります。

#### (3) コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

協会として、コンプライアンス・ガバナンスに関わる研修の充実を図るとともに、会員会社での取組みの徹底を確認し、その内容を公表してまいります。また、経営層自らが先頭に立ってこの課題に取り組むための研修の実施や協会における相談体制の確立を行ってまいります。

#### (4) 組織体制の強化、情報の共有、外部への取組みの発信

現在、再発防止の策定に中心的な役割を担っている信頼性向上プロジェクトの充実等、ジェネリック医薬品の信頼性確保のための当協会の組織体制の強化を図ってまいります。また、行政当局との課題の共有を図り、行政と協働できる取組みを検討してまいります。当協会の取組みにつきましては、本年1月29日にこれまで当協会が実施した取組みについて、記者説明会の実施及び当協会のHPへの掲載を行ってまいりましたが、さらに、国民のみなさまが安心してジェネリック医薬品をご使用いただけるよう、当協会の取組みについて記者会見、当協会のHPなどを通じて、定期的な発信を行ってまいります。

当協会として、ジェネリック医薬品の信頼回復のために様々な取組みを行ってまいります。引き続き、当協会へのご支援をお願い申し上げます。

以上

# IV. ジェネリック医薬品の使用促進における協会けんぽの対応について（続き）

## ➤ 日本ジェネリック製薬協会からの回答（続き）

（別紙1）

### 当協会の主な対応状況について

令和2年 12月 10日	信頼性向上プロジェクト常任委員会を開催し、品質問題と安定供給への対応を議論した。
令和2年 12月 11日	緊急会長通知を发出し、会員会社における製造管理、品質管理の徹底等の依頼を行った。
令和2年 12月 17日	理事会にて、小林化工株式会社への理事としての役職停止措置を決定し、さらに「品質問題」と「安定供給」を最優先課題として取り組むことを決定した。
令和2年 12月 28日	緊急会長通知を发出し、12月11日の緊急会長通知等を受けて、会員各社が取った対応及び今後の予定の報告等を求めた。
令和3年1月 12日	信頼性向上プロジェクト常任委員会を開催し、品質問題と安定供給の対応策について議論した。
令和3年1月 19日	理事会にて、総括製造販売責任者会議の開催、製造販売承認書と製造実態の整合性の調査、品質問題に関する会員会社へのアンケート等の実施を決定した。
令和3年1月 26日 / 1月 27日	第1回総括製造販売責任者会議を開催し、12月28日の緊急通知により報告された会員各社の取組みを全体で共有するとともに、必要な取組みについて議論した。
令和3年1月 29日	「当協会会員会社における製造管理、品質管理の徹底の不備に起因した品質問題に対する当協会の対応について」を公表した。
令和3年2月 2日	信頼性向上プロジェクト常任委員会を開催し、総括製造販売責任者会議における議論を踏まえた今後の対応について議論した。
令和3年2月 8日	理事会にて、小林化工株式会社に対して「除名」の措置を決定した。
令和3年2月 18日	理事会にて、対応状況の報告等を行った。
令和3年2月 26日	信頼性向上プロジェクト常任委員会を開催し、品質問題、安定供給及びコンプライアンスの徹底等の対応策について議論した。
令和3年3月 9日	理事会にて、日医工株式会社に対して「正会員の資格停止（5年間）」の措置を決定した。

令和3年3月 12日	信頼性向上プロジェクト常任委員会を開催し、品質問題、安定供給及びコンプライアンスの徹底等の対応策について議論した。
令和3年3月 17日	理事会にて、これまでの対応状況の確認と今後の取組方針を決定した。
令和3年3月 19日	信頼性向上プロジェクト全体会議を開催し、全会員会社に対して信頼性向上の認識と取組みの共有を図った。

以上

# IV. ジェネリック医薬品の使用促進における協会けんぽの対応について（続き）

## ▶ 日本ジェネリック製薬協会からの回答（続き）

（別紙2）

### 既に実施した取組みについて

#### 1 品質確保への取組み

##### （1）会員会社への通知等

- 1) 令和2年12月11日会長通知「【緊急】医薬品の製造管理、品質管理の一層の徹底について」の発出
- 2) 令和2年12月11日監視指導・麻薬対策課長通知「医薬品の適切な製造管理等の徹底について」の周知
- 3) 令和2年12月28日会長通知「【緊急】医薬品の製造管理、品質管理の一層の徹底等に関する会員各社の取組みの報告のお願いについて」
- 4) 令和3年2月9日監視指導・麻薬対策課長通知「医薬品の製造業者におけるGMP省令違反等を踏まえた無通告立入検査の徹底強化等について」の周知

##### （2）会員会社への調査・アンケートの実施等

###### 1) 会員会社の取組みに関する調査

小林化工株式会社の事業発生を踏まえた会員会社の取組みと今後の予定について、令和2年12月28日から令和3年1月8日まで調査を実施した。その結果については、理事会へ報告するとともに、同年1月26日及び27日に開催した第1回総括製造販売責任者会議において会員会社で共有するとともに、必要な取組みについて議論を行った。

###### 2) 信頼性確保確認のためのアンケート

昨今の会員会社における安定供給に支障をきたす様々な問題を受け、会員会社に対してGMP省令への対応に関する実態把握を目的としたアンケートを令和3年1月19日から26日の間に実施した。本アンケートは、各社の医薬品企業としての信頼性確保に対する認識や取組状況を確認することによって課題を明確にし、具体的な対応策へと繋げることとしている。なお、結果は本年3月中に公表の予定である。

###### 3) 原薬の取り違え防止策に関する事例調査

会員各社の原薬の取り違え防止策に関して、令和3年2月9日監視指導・麻薬対策課長通知で掲げられた項目について、本年3月12日から調査を開始した。調査は、3月26日までの予定である。当該調査結果については、会員会社での共有のほか、公表を行う予定である。

#### 2 安定供給確保への取組み

##### （1）会員会社へのアンケートの実施

上記1の(2)の2)のアンケートの実施に併せて、安定確保に対する認識について調査を行った。

#### 3 コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

##### （1）会員会社へのアンケートの実施

上記1の(2)の2)のアンケートの実施に併せて、企業文化に関して調査を行った。

#### 4 情報の共有及び対外的な発信

##### （1）総括製造販売責任者会議の開催

令和3年1月26日及び27日に全会員会社の総括製造販売責任者を集め、会員会社の取組状況の共有及び必要な取組みについて議論を行った。

##### （2）信頼性向上プロジェクト全体会議の開催

令和3年3月19日に全会員会社の総括製造販売責任者等を集め、昨今のジェネリック医薬品の品質や安定供給に係る問題を踏まえ、医薬関係者（日本病院薬剤師会川上副会長、厚生労働省三浦後発医薬品使用促進専門官）よりジェネリック医薬品に求められることについて講演いただくとともに、会員会社における製造管理、品質管理の徹底の不備に起因した品質問題への対応状況について共有を図った。

##### （3）当協会の取組みの対外的な発信

令和3年1月29日にこれまで当協会が実施した取組みについて、記者説明会の実施及び当協会のHPへの掲載を行った。

以上